

報告第 6 号

専決処分の報告について

次のとおり地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 7 月 11 日 提出

四條畷市長 銭 谷 翔

専決第3号

損害賠償の額の決定及び和解について

損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、次のとおり地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和7年5月19日

四條畷市長 銭 谷 翔

記

- 1 損害賠償の額 258,500円
- 2 損害賠償の相手方 (住所) 大阪府四條畷市田原台一丁目13番10号
(氏名) 株式会社 ウイング 代表取締役 古賀 太志
- 3 和解の内容 (1) 本件事故による損害賠償として上記の額を支払う。
(2) 本件に関しては、今後、双方とも裁判上又は裁判外において、一切異議、請求の申立てをしないことを約する。
- 4 損害賠償事件の内容 令和7年5月8日午後5時20分頃、市道田原中央線をバス車両が北側に走行中、街路樹の枝が折れ、バス車両のフロントガラスが損傷した。